

2月16日(日)は八幡市長選挙

投票 午前7時～午後8時 市内24カ所の投票所で 開票 午後8時45分から文化センター小ホール



投票は義務と責任 果たすもの

選挙管理委員会委員長 森田孝利

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することは大事なことです。投票を棄権することには私達の権利と義務を放棄することになります。市選挙管理委員会では、18歳になった新有権者の皆さんに選挙への招待状をお送りし、有権者の仲間入りされたことをお知らせしています。新たな有権者も含め、すべての有権者の皆さんが、八幡の未来を託す貴重な一票を投じてくださることを願っています。



投票所設置場所一覧

第1投票所 志水公民館	第2投票所 二区公会堂	第3投票所 山柴公民館	第4投票所 橋本公民館
第5投票所 川口コミュニティセンター	第6投票所 八幡人権・交流センター	第7投票所 上区公会堂	第8投票所 やわた流れ橋交流プラザ
第9投票所 有都交流センター	第10投票所 内里公会堂	第11投票所 戸津公会堂	第12投票所 美濃山公会堂
第13投票所 長町南集会所	第14投票所 くすのき小学校	第15投票所 男山第二中学校	第16投票所 中央センター集会所
第17投票所 橋本幼稚園	第18投票所 くすのき保育園	第19投票所 八幡第四幼稚園	第20投票所 八幡第四幼稚園
第21投票所 南センター集会所	第22投票所 柿ヶ谷集会所	第23投票所 コミュニティセンター	第24投票所 コミュニティセンター

あなたの投票所はこちらです

投票区	投票所 所在地	対象地域
1	志水公民館 八幡岸本35-4	一区(一部)
2	二区公会堂 八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
3	山柴公民館 八幡山柴48・49	三区(一部)
4	橋本公民館 橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター 八幡軸63	六区
7	上区公会堂 岩田高木82-2	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1	中区
9	有都交流センター(旧都児童センター) 下奈良今里17	下区
10	内里公会堂 内里東ノ口33	内里
11	戸津公会堂 戸津北小路34	戸津(一部)
12	美濃山公会堂 美濃山宮道55-1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所 八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校 男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校 男山石城3	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所 男山八望3	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校 男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本幼稚園 橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	八幡第四幼稚園 男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福緑谷の一部
21	南センター集会所 男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福緑谷の一部
23	コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水泊・ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター 欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷



投票できる人

- 八幡市長選挙に投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。
 - 日本国民
 - 令和元年11月8日以前に八幡市に住民登録をし、投票時において引き続き住民登録のある人
 - 平成14年2月17日以前に生まれた人

市内転居をされた人

八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日をもって投票所が変わります。

「今年1月31日までに届け出をした場合」

「今年2月1日以降に届け出をした場合」

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、選挙管理委員会選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で入場券の交付を受けてください。

郵便により投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に「要介護」として記載されている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がい(程度)が1級(特別項症)か②の障がい(程度)が1級(特別項症)か③の障がい(程度)が1級から3級のいずれかである人

④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が④の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】

要件に該当し郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が

八幡市長の任期満了(2月26日)に伴い「八幡市長選挙」が、2月9日(日)に告示され、2月16日(日)に投票が行われます。当日は、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず、大切な1票を生かしましょう。

期日前投票をご利用ください

2月10日(月)～2月15日(土)
午前8時30分～午後8時
市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所期日前投票ができます。土曜日と祝日も受け付けます。投票所入場券を持参ください。

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の事務従事者が本人が必要です。

郵便等投票証明書の交付を受けていない場合は、早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に関する必要な随時受け付けています。

郵便等投票証明書の交付を受けている場合は、市選挙管理委員会事務局から投票用紙等請求書を郵送しますので、記入のうえ郵便等投票証明書を添えて返送してください。代理人による窓口提出もできます。

▽郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、2月12日(水)までです。

点字や代理の投票は係員へ

直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載します。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

必要です。

郵便等投票証明書の交付を受けていない場合は、早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に関する必要な随時受け付けています。

郵便等投票証明書の交付を受けている場合は、市選挙管理委員会事務局から投票用紙等請求書を郵送しますので、記入のうえ郵便等投票証明書を添えて返送してください。代理人による窓口提出もできます。

▽郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、2月12日(水)までです。

選挙公報をお届けします

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。

この選挙公報は投票日の2日前(2月14日)までに各家庭にお届けします。届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、選挙公報は2月10日(月)午前中から市ホームページに掲載する予定です。ぜひご覧ください。

お持ち 郵便はがき

山城八幡局 料金後納郵便 選挙事務

八幡市長選挙投票所入場券

投票日時 令和 年 月 日
午前 時～午後 時

投票所

投票区 頁 番号

氏名 性別

区分

002010000100725A

投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券(左図)」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆様に郵送します。投票日には忘れずにお持ちください。なお、受付時には、入場券に記載しているバーコードをパソコンで読み込みますので、折り曲げずにご持参ください。

▼投票所入場券が届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。万一紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。